## 第30回大分市自治基本条例検討委員会

平成24年2月8日(水)午前10時 大分市保健所6階大会議室

## 次 第

- 1.開 会
- 2.委員長あいさつ
- 3.議事
- (1)逐条解説について
- (2)その他

(住民投票)

- 第26条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。
- 2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重 しなければならない。
- 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定めるものとする。

## (解説)

- 第26条は、住民投票の実施について述べています。
- ──第1項では、市政に係る重要な事項について住民の意思を確認するため、 住民投票を行うことができることを規定しています。
- <u>第2項では、住民投票には法的拘束力はないものの、住民投票を実施した</u> 場合、市長はその結果を尊重しなければならないことを規定しています。

第26条は、市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項について、市民が<del>直接的に行政に対して意思表明を行い、その</del>意思決定に参加することができる制度である「住民投票」について定めています。

この規定により、市政の重要事項に対する市民参加の方法の一つとして、 市長が直接住民の意思を確認するための「住民投票」を行えることを明らか にしています。

市長は、この規定がなくても、住民投票に関する条例案を議会へ提出することは可能ですが、この規定は、直接住民の意思を確認すべきであると判断した場合、市長には住民投票を行う提案をする選択肢があるということを改めて明記するものです。

住民からの請求による住民投票の実施については、地方自治法(第74条)の規定に従い、市内の有権者の50分の1以上の署名をもって、市民が直接 請求によって、住民投票条例の提案をすることができます。

また、議会にも住民投票条例を提案する方法があります。

住民投票には法的拘束力はないものの、市長は、その結果を尊重しなければなりません。また、住民投票の結果と異なる判断をしたときは、市民への説明責任を負うことになります。

住民投票については、この条例の規定を根拠としてただちに実施できるものではなく、第3項に規定するように、その事案ごとに、必要事項を別に条例で定めて実施することとしています。これは、住民投票を行うべきかどうかを含め、市議会の審議を経て慎重に判断した上で、実施すべきとの考えによるものです。

「住民」とは、市内に住所を有する人をいいます。ここで、「市民」ではなく「住民」とした理由は、市政に関する重要な事項を定める投票については、市内に住所を有する人を対象に行うべきであると判断したことによります。

市政の重要事項について、直接住民の意思を確認すべきであるにもかかわらず、市長が住民投票を行う提案をしないときは、議会が住民投票条例を提案する方法があるほか、地方自治法の規定に従い、市内の有権者の50分の1以上の署名をもって、住民が直接請求によって住民投票条例の提案を行うことも可能です。

なお、実際に住民投票を行うことができる対象者の範囲については、個別の事案ごとに、第3項に規定する個別の住民投票条例を定める際に判断されるものであり、この条例では定めていません。

## (参考)

住民投票に関する住民からの請求については、地方自治法第7.4条の規定により、 有権者の5.0分の1以上の署名をもって、住民投票に関する条例の制定を請求することを通じて、行うことが可能ですが、この場合に条例制定を請求する署名を行うことができるのは、「住民」のうち選挙権を有する者に限られています。

また、条例の制定の可否については、当然ながら、議会において審議され、判断されることとなります。